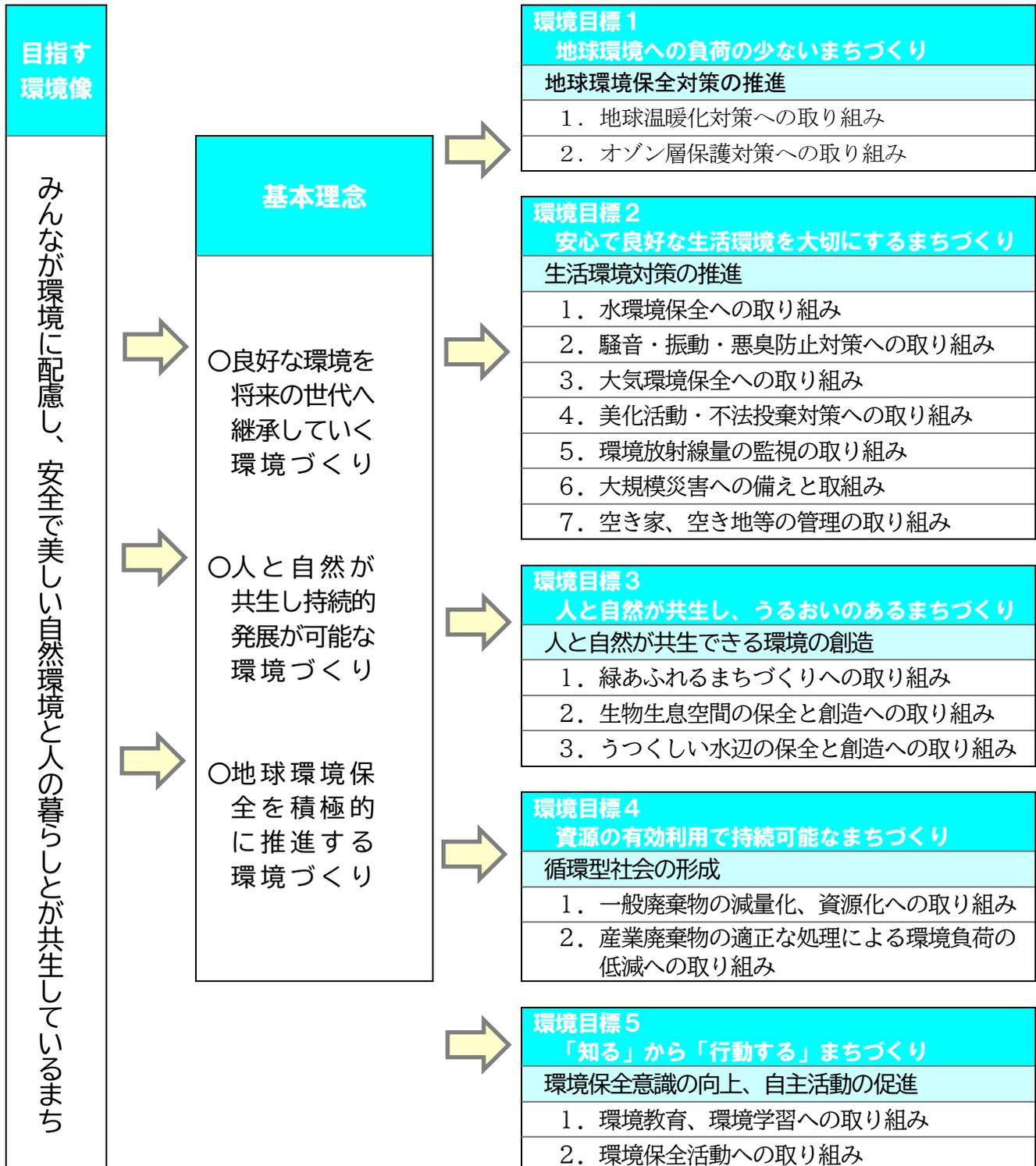


第2章 第2次計画の取り組み体系と環境目標

第1節 取り組みの体系

取り組みの体系は以下のとおりです。



第2節 環境目標

目指す環境像を実現するための柱として、5つの環境目標を定めました。これらの環境目標を実現するためには、各主体の役割の積極的な推進と各主体間による協働による取り組みが必要です。

環境目標1

地球環境への負荷の少ないまちづくり

深刻化する地球温暖化を防ぐため、温室効果ガスの中長期的な削減に向けた再生可能エネルギー*の導入や省エネルギーの推進、緑化など低炭素なまちづくりを推進します。



環境目標2

安心して良好な生活環境を大切にするまちづくり

水質汚濁や大気汚染などの環境汚染（公害*）がない、そして放射能汚染がない安全・安心なまちは、私たちの快適な暮らしの前提となるものです。事業活動を進める上でも環境に充分配慮しなければなりません。またごみの散乱がないきれいなまちを目指します。

環境目標3

人と自然が共生し、うるおいのあるまちづくり

本市の豊かな自然環境を保全し、生物多様性を維持します。また、これらの自然環境と人とのふれあいを促進します。

環境目標4

資源の有効利用で持続可能なまちづくり

廃棄物の発生抑制や資源循環、ごみの適正処理などを推進し、環境負荷の少ない循環型社会をつくれます。3R運動〔リデュース*（発生抑制）・リユース*（再使用）・リサイクル*（再生利用）〕を実践します。



環境目標5

「知る」から「行動する」まちづくり

地球規模から身近な生活環境まで広範多岐の環境問題を解決するため、家庭や学校、職場や社会活動などのあらゆる場面において、市民・事業者・行政（市）が積極的に関わり、持続可能な社会を実現します。



持続可能な開発のための2030アジェンダ/SDGs

持続可能な開発目標（SDGs）^(※1) を中核とする持続可能な開発のための2030アジェンダは、平成27年（2015年）9月に、ニューヨーク・国連本部で開催された国連サミットで採択されました。

平成28年（2016年）から平成42年（2030年）までの国際社会共通の目標です。序文、政治宣言、持続可能な開発目標（SDGs：17ゴール、169ターゲット）、実施手段、追跡調査で構成されています。先進国を含む全ての国に適用される普遍性が最大の特徴です。

採択を受けて、各国・地域・地球規模でアジェンダ（国際的な取り組みについての行動計画）の実施のための行動を起こす必要があり、それらの行動の追跡調査が必要です。17のゴールのうち、少なくとも12が環境に関連しています。アジェンダの実施に向け、気候変動、持続可能な消費と生産（循環型社会形成の取組等）等の分野において、国家レベルだけでなく、市民・事業者・行政など社会の多様な主体が連携して行動していく必要があります。

そのため、本市の環境施策の展開においても、SDGsの達成と深い関りがあることを認識し、持続的発展が可能な社会の実現に寄与していくことが求められています。

持続可能な 開発 ゴール
(※1) SDGs 「Sustainable Development Goals」の略

持続可能な開発目標（SDGs）17ゴール

赤文字は少なくとも環境に関連している12のゴール

1 貧困の撲滅	2 飢餓撲滅、 食料安全保障	3 健康・福祉
4 万人への 質の高い教育 、生涯学習	5 ジェンダー ^(※2) 平等	6 水・衛生 の利用可能性
7 エネルギー へのアクセス	8 包摂的 ^(※3) で 持続可能な経済成長 、雇用	9 強靱なインフラ、 工業化・イノベーション
10 国内と国家間の不平等の是正	11 持続可能な 都市	12 持続可能な消費と生産
13 気候変動 への対処	14 海洋と海洋資源 の保全・持続可能な利用	15 陸域生態系 、 森林管理 、 砂漠化への対処 、 生物多様性
16 平和で包摂的な社会の促進	17 実施手段の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化	

(※2) ジェンダー … 生物学的性差と区別した、社会的、文化的に作られる性差

(※3) 包摂的 … ある概念がより一般的な概念に包み込まれること